

第 1 1 回桑名市景観計画策定委員会議事要旨

| | |
|--------|--|
| 日 時・場所 | 平成 22 年 2 月 2 日（火）午後 2 時から午後 4 時 桑名市役所 5 階中会議室 |
| 出席者 | 委 員：12 人（欠席 4 人） アドバイザー：1 人（欠席 1 人） 代表幹事： 3 人（市） 事務局： 6 人（コンサルタント： 2 人） |
| 議事次第 | (1) 第 10 回策定委員会对応方針の確認 (2) 桑名市景観計画(素案)について (3) スケジュールについて |
| | <p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長が会を開会した。 <p>2. 挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長が開会の挨拶を行った。 <p>3. 第 10 回桑名市景観計画策定委員会議事概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、第 10 回桑名市景観計画策定委員会議事概要作成の報告をし、内容に相違がある場合は、事務局に連絡頂くことを確認した。 <p>4. 議題</p> <p>(1) 第 10 回策定委員会对応方針の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、第 10 回策定委員会对応方針に基づき説明し了解を得た。 <p>(2) 桑名市景観計画(素案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局及びコンサルタントが、桑名市景観計画（素案）について説明し、第 3 章行為の制限に関する事項について、眺望保全区域は原則全ての行為を届出の対象とし、多度山眺望保全区域に関しては 10 メートル超（建築物の新築等の場合）からを届出の対象とするという記述に修正することを確認した。またその他については了解を得た。 <p>(3) スケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、景観計画発効までのスケジュールを説明し、了解を得た。 <p>5. 挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、本委員会開催のお礼の挨拶を行った。 <p>6. 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長が会を閉会した。 <p style="text-align: right;">(以上)</p> |